

【質問】職場の「ストレスチェック制度」が義務化されたと聞きました。詳しく教えてください。

(44歳、会社員男性)

ストレスチェック義務化

【回答】近年、職場での強い不安や悩み、ストレスを感じている人は5割を超えているといわれています。このような中、労働安全衛生法の改正で、12月1日から労働者50人以上の事業所に、年1回のストレスチェックが義務付けられました。

ストレスチェック制度の実施責任は事業者にありますが、労働者本人の同意なしに事業者は結果を知ることができない仕組みです。



(産業医) による面接指導を受けるよう勧めることになっていきます。勧奨を受け

50人以上事業所年1回

明るい職場づくりに活用を

際には、プライバシーに十分配慮し、就業場所の変更や作業の転換など「就業上の措置」を行うために必要な最低限の情報提供を行うことが求められています。また、事業者が職場の一定規模の集団(部、課など)ごとにストレス状況の集団

実際には医師(産業医)、保健師ら専門職と事務従事者が質問票による検査を実施し、結果は労働者本人に直接通知されます。

あらかじめ事業所の衛生委員会などで定めた「高ストレス者」の基準に該当した労働者に対しては、その旨を通知するとともに医師

た労働者が希望しない限り面接指導は行われません。事業者は労働者から申し出があった場合にだけ、面接の配慮をします。

労働者が事業者から不利益な扱いを受けることは禁止されています。面接指導を行う医師(産業医)が事業者に指導結果を報告する

ることにあります。メンタルヘルスの不調はうつ病などにつながります。近年は新薬の開発などにより、うつ病は完治するようになってきました。それでも完治するまでは数カ月を要します。

一方、過重労働、過酷なノルマ、周りとの人間関係など、職場でのストレスとなる原因はたくさんあります。ですので、年に1回、ストレスチェックを受けることで、自身のメンタルへルスの状態を把握することが大切です。うつ病の予防はもちろんですが、何より明るく楽しんで仕事ができる環境をつくり上げることが制度を役立ててほしいと思います。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。